

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間における町内の道路交通を確保することを目的に、町道の除雪業務に従事する作業員を育成するため、除雪作業に必要となる資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、磐梯町補助金等の交付等に関する規則（平成4年磐梯町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、磐梯町除雪計画書に基づく除雪業務に従事している者又は従事することを希望する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請時において、市町村税等の滞納がある者は除く。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 大型特殊自動車免許の取得に要する経費

(2) 車両系建設機械運転技能講習の受講に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、20万円を上限とする。

2 補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、翌冬期から起算して引き続き5年以上、当町の除雪業務に従事しなければならない。ただし、疾病、死亡、その他の理由により交付を受けた者の責めによらずに従事できない場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書

(2) 市町村民税等の滞納がないことを証明する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付 決定・却下 通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更する場合又は補助事業を取消ししようとするときは、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金 変更・取消し 申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

(交付決定の変更)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定の変更又は取消しを決定し、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付決定 変更・取消し 通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、磐梯町除雪作業員育成支援事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 大型特殊運転免許証の写し又は車両系建設機械運転技能講習修了証の写し、もしくはその双方
- (2) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領後速やかに、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることとする。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が返還を相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずる金額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号によるもの 補助金の全額
- (2) 前項第2号によるもの
 - ア 1年以内 補助金の全額
 - イ 3年以内 補助金の2分の1の額
 - ウ 5年未満 補助金の3分の1の額

(3) 前項第3号によるもの 町長が定める額

3 町長は第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

磐 梯 町 長 様

住所：

氏名：

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付申請書

年度において、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金の交付を受けたいので、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の内容 大型特殊自動車免許の取得
 車両系建設機械運転技能講習の受講
※該当する項目に✓を入れてください。

- 2 補助金交付申請額 円

- 3 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 4 添付書類 補助対象経費の内訳が分かる見積書
 市町村民税等の滞納がないことを証明する書類
 その他町長が必要と認める書類
※該当する項目に✓を入れてください。

磐梯町除雪作業員育成支援事業収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	説 明
町補助金	円	補助対象経費×100% ※千円未満切捨て
自己資金	円	
合 計	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	説 明
大型特殊自動車免許 取得費	円	
車両系建設機械 運転技能講習受講費	円	
合 計	円	

誓約事項

- 1 私は、暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 2 私は、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金の交付を受けた翌冬期から起算して引き続き5年以上、磐梯町の除雪業務に従事いたします。なお、私の責によらない理由により従事できなくなった場合を除き、5年以上従事できなかった場合は、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき補助金を返還いたします。

署名 _____

磐梯町指令第 号
年 月 日

様

磐梯町長

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付 決定・却下 通知書

年 月 日付で申請のあった、磐梯町除雪作業員育成支援事業に係る補助金については、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり決定・却下 したので通知します。

記

交付決定額 円

却下の理由

交付の条件

- (1) 磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金の交付を受けた翌冬期から起算して引き続き5年以上、磐梯町の除雪業務に従事すること。
- (2) 補助事業を変更又は取消しする場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けないこと。
- (4) 事業が完了したときは、速やかに磐梯町除雪作業員育成支援事業実績報告書（様式第5号）を提出すること。

年 月 日

磐 梯 町 長 様

住所：

氏名：

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金 変更・取消し 申請書

年 月 日付 磐梯町指令第 号をもって補助金交付決定通知を受けましたが、下記のとおり申請内容を 変更・取消し したいので、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額の変更

- (1) 既補助金交付決定額 円
- (2) 変更後の補助金交付申請額 円
- (3) 変更の理由

事業実施（予定）期間の変更

- (1) 変更前 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 変更後 年 月 日 ～ 年 月 日
- (3) 変更の理由

補助事業の取消し

取消しの理由

※該当する項目に✓を入れてください。

磐梯町除雪作業員育成支援事業変更収支予算書

1 収入の部

区 分	変 更 前	変 更 後	増 減
町補助金	円	円	円
自己資金	円	円	円
合 計	円	円	円

2 支出の部

区 分	変 更 前	変 更 後	増 減
大型特殊自動車 免許取得費	円	円	円
車両系建設機械 運転技能講習受講費	円	円	円
合 計	円	円	円

※補助対象経費の内訳が分かる見積書を添付のこと。

磐梯町指令第 号
年 月 日

様

磐梯町長

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付決定 変更・取消し 通知書

年 月 日付 磐梯町指令第 号で交付の決定を通知した、磐梯町除雪作業員育成支援事業に係る補助金については、下記のとおり 変更・取消し することに決定したので、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金額の変更

- | | |
|---------------|---|
| (1) 既補助金交付決定額 | 円 |
| (2) 増減額 | 円 |
| (3) 変更交付決定額 | 円 |

事業実施（予定）期間の変更

- | | | | |
|---------|-------|---|-------|
| (1) 変更前 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |
| (2) 変更後 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

補助金交付決定の取消し

年 月 日

磐 梯 町 長 様

住所：

氏名：

磐梯町除雪作業員育成支援事業実績報告書

年 月 日付 磐梯町指令第 号で（変更）交付決定のあった、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金の実績について、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の内容 大型特殊自動車免許の取得
 車両系建設機械運転技能講習の受講
※該当する項目に✓を入れてください。
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類 大型特殊自動車免許証の写し
 車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
 補助対象経費に係る領収証の写し
 その他町長が必要と認める書類
※該当する項目に✓を入れてください。

年 月 日

様

磐梯町長

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、磐梯町除雪作業員育成支援事業に係る補助金については、下記のとおり確定したので、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 交付決定補助金額 | 円 |
| 2 確定補助金額 | 円 |

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

磐 梯 町 長 様

住所：

氏名：

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 磐梯町指令第 号で（変更）交付決定のあった、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金について、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり支払を請求します。

記

補助金交付請求金額

円

【振込先】

金融機関名	
店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

様

磐梯町長

磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金返還命令書

年 月 日に交付をした磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金については、磐梯町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 返還期限